

福島県後期高齢者医療広域連合  
任期付短時間勤務職員募集案内

福島県後期高齢者医療広域連合総務課  
〒960-8043福島市中町8番2号  
TEL(024)528-9025

福島県後期高齢者医療広域連合事務局 任期付短時間勤務職員を募集します。

【受付期間】令和7年12月 4日(木)～令和7年12月12日(金) 必着  
【面接日】令和7年12月22日(月)

1 職種、採用予定人員及び職務内容

| 職種  | 採用予定人員 | 職務内容   |
|-----|--------|--|
| 保健師 | 1名     | 後期高齢者の保健事業を推進するための業務<br>(1) 企画調整官として、保健師の観点から市町村の取組み内容について指導・助言を行う。<br>(2) 広域連合主催研修会で企画・運営を行う。<br>(3) 各種団体や市町村との連絡調整を行う。 |

2 任期及び勤務場所

| 任期                             | 勤務場所                                    |
|--------------------------------|---|
| 令和 8年 4月 1日から<br>令和 9年 3月31日まで | 福島市中町8番2号福島県自治会館2階<br>福島県後期高齢者医療広域連合事務局 |

(注) 採用日から、5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

3 受験資格等

(1) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

ア 日本国籍を有しない方

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

ウ 福島県後期高齢者医療広域連合他、福島県内の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

(2) 必要な資格

保健師の免許を有すること。

(3) 必要なスキル

Word・Excelの基本操作ができること。

(4) その他

行政機関での、保健事業に携わる保健師としての勤務経験があれば望ましいです。

4 選考の方法

面接による選考を行います。

(1) 面接日時：令和7年12月22日（月）

※面接時間等の詳細は、別途連絡します。

(2) 面接会場：福島市中町8番2号福島県自治会館2階 特別会議室

5 合格者の決定方法

上位の得点者を合格とします。

6 合否の結果

令和7年12月24日（水）中に電話によりお知らせし、その後、面接結果通知を郵送します。

7 受験手続

(1) 受験申込みの方法

ア 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。なお、合否の結果にかかわらず、返却いたしません。(ア)「履歴書」及び(イ)「職務経歴書」につきましては、手書きする場合は黒インクのペン又はボールペンで記入してください。Word・Excel等による作成も可能です。

(ア) 履歴書

※直近6月以内に撮影した顔写真（上半身・脱帽・正面向き）を貼付したものの。

(イ) 職務経歴書

(ウ) 保健師免許証の写し

イ 提出方法及び提出先

持参又は郵送により提出してください。

(ア) 持参する場合

福島県後期高齢者医療広域連合総務課（福島県自治会館2階）に直接提出してください。

(1) 郵便による場合

封筒の表に「受験申込」と朱書きし、簡易書留で送付してください。なお、簡易書留によらない郵送で事故が発生した場合の責任は負いません。

(送付先) 〒960-8043 福島市中町8番2号

福島県後期高齢者医療広域連合事務局総務課

ウ 受付期間

令和7年12月4日(木)から令和7年12月12日(金)まで

※受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)までの午前8時30分から午後5時15分までです。

|  |
|--|
| 郵便の場合は、令和7年12月12日(金)必着です。受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。 |
|--|

8 給与及び勤務時間

(1) この試験に合格し、採用された場合の給料月額は、下記例のとおりです。

| 週勤務日(週勤務時間)    | 給与月額              |
|----------------|-------------------|
| 週2勤務(週15.5時間)  | 101,320円~114,640円 |
| 週3勤務(週23.25時間) | 151,980円~171,960円 |
| 週4勤務(週31時間)    | 202,640円~229,280円 |

※令和7年4月1日現在

※人事委員会の勧告に基づいて給与改定が行われます。

※給与月額は、学歴や職歴に応じて計算されます。

(2) 通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。

※通勤手当は、当方の規定により、通勤手段・経路等に応じて支給します。

(3) 勤務時間は、週31時間から週15時間30分の範囲内となります。採用後、こちらで決定いたします。(任期中は固定となります。)

※勤務日は、原則午前8時30分から午後5時15分まで(昼休憩1時間を含む)の勤務となります。

※土日、祝日及び年末年始の閉庁日は休日となります。

※時間外勤務を命じる場合があります。その際は、時間外勤務手当が支給されます。

(4) 休暇は、年次有給休暇その他の休暇(夏季休暇、忌引休暇など)があります。

## 9 福利厚生

### (1) 健康保険

市町村職員共済組合の加入要件（週20時間以上の勤務時間等）を満たす場合、市町村職員共済組合に加入していただきます。

### (2) 厚生年金

社会保険の加入要件（週20時間以上の勤務時間等）を満たす場合、加入していただきます。勤務時間等に応じて、市町村職員共済組合に加入していただく場合と、全国健康保険協会に加入していただく場合がございます。

### (3) 雇用保険

雇用保険の加入要件（週20時間以上の勤務時間等）を満たす場合、加入していただきます。

### (4) 労災等

地方公務員災害補償基金法の規定に基づき、公務災害補償を行います。

## 10 福島県後期高齢者医療広域連合までのアクセス



## 11 お問い合わせ

福島県後期高齢者医療広域連合総務課

〒960-8043 福島市中町8番2号 電話番号024-528-9025